



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

4. 検疫所における検査

モニタリング検査の実施

審査に合格した食品等の中から、国が策定した計画に基づき**モニタリング検査**を実施します。多種多様な食品等について食品安全の状況を幅広く監視すること及び法違反が発見された場合に、輸入時の検査を強化するなどの対策を講ずることを目的としています。検査結果の判明を待たずに輸入可能ですが、違反が判明した際は、すみやかに回収等を指導します。

モニタリング通知 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31168.html) では、検査項目毎の検査件数及び対象貨物、採取方法、試験方法等について規定されています。



＜モニタリング検査の検査項目例＞

- ・抗菌性物質（抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等）
- ・残留農薬
- ・食品添加物
- ・成分規格
- ・病原微生物（腸管出血性大腸菌、リステリア菌、腸炎ビブリオ等）
- ・放射性物質
- ・組換え遺伝子
- ・カビ毒（アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等）
- ・放射線照射
- ・貝毒
- 等々

令和5年度モニタリング検査計画について

モニタリング検査計画数 約100,000件

検査項目	令和5年度計画件数（概数）
残留農薬	26,440
成分規格（大腸菌群等）	14,370
添加物	12,290
病原微生物（リステリア等）	15,150
抗菌性物質等	12,090
カビ毒（アフラトキシン等）	8,080
遺伝子組換え	930
放射線照射	650
検査強化品目（SRM除去確認含む）	10,000
合 計	100,000

モニタリング検査の件数は、

- ① 統計学的手法に基づき、特定の食品群に1%以上の違反食品が含まれている場合、一定の信頼度（95%）で、1件以上の違反を発見することができる検査件数（299件）を基本としつつ、
- ② さらに、輸入件数、輸入重量、過去の違反率、違反内容の危害度を勘案し、171の食品群ごと、残留農薬等の検査項目ごとに、設定している。

モニタリング検査における採取方法

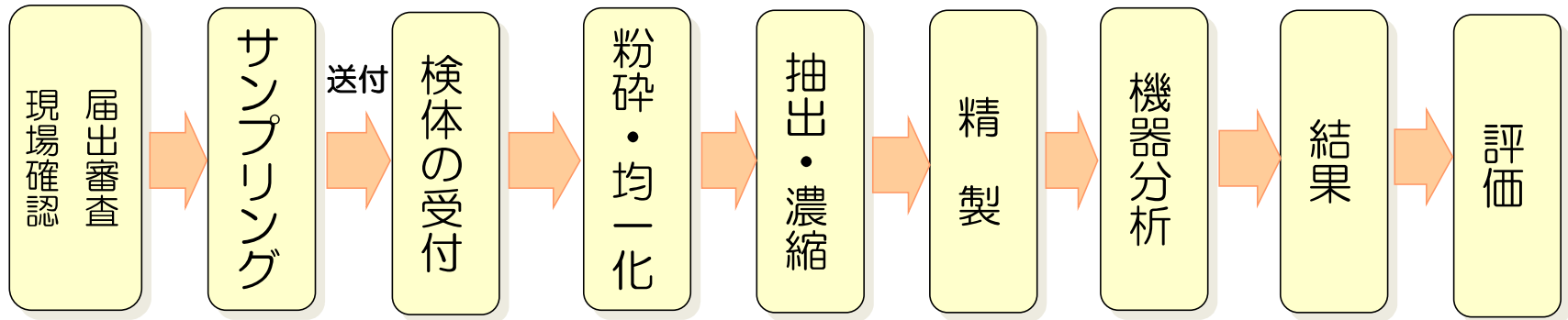
- 令和5年度モニタリング通知（別表第4、5、6）

検査項目ごとに、包装形態、ロットの大きさに応じて、開梱数と採取量、試験品数を規定

抜粋

	検査項目	包装形態	ロットの大きさ (N)	試験品採取のための開梱数 (n)	試験品採取量 (kg)	試験品数
農業	① 乾燥野菜 乾燥果実 茶（抹茶を除く）	特定せず	≤50	3	0.3	1
			51~150	5	0.3	1
			151~500	8	0.3	1
			501~3,200	13	0.3	1
			3,201~35,000	20	0.3	1
			≥35,001	32	0.3	1
	② キャベツ （芽キャベツを除く） 及びハクサイ	特定せず	特定せず	4	4個をそれぞれ4等分し、各々から1等分集めたもの	1
	③ 加工食品 （簡易な加工を除く）	特定せず	≤150	3	1	1
			151~1,200	5	1	1
			≥1,201	8	1	1
	④ ①②および③を除く	特定せず	≤50	3	1	1
			51~150	5	1	1
			151~500	8	1	1
			501~3,200	13	1	1
			3,201~35,000	20	1	1
			≥35,001	32	1	1

モニタリング検査の流れ（残留農薬の場合）



全国32検疫所

検査センター（横浜・神戸）



貨物の到着、保税蔵置場所



検査 (保税倉庫)



検査 (コンテナヤード)



試験品の温度管理

自記温度計の温度確認



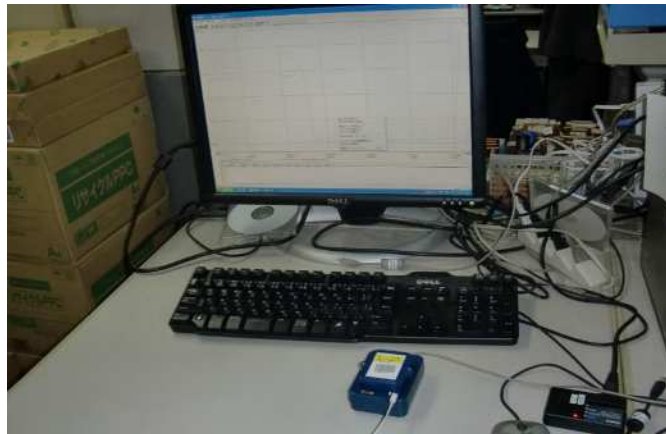
搬送容器内へ保存



準備室内での保存



温度記録の確認



試験品の搬送

温度管理



微生物検査用の冷凍、冷蔵の試験品については、ドライアイスまたは保冷剤とロガーを設置し、温度管理を行い搬送

検査部門 試験品受領



クーラーボックス



試験品



温度計



試験品受付

モニタリング検査（細菌学的検査）



細切・粉碎



塗抹・培養

細菌学的検査



検疫所における行政検査（現場検査）

現物確認・検体採取

到着貨物を確認する必要がある場合(初めて輸入される食品、輸送途中で事故が発生した場合等)は、食品が保管されている倉庫等で、食品衛生監視員により、現物確認のための行政検査を行います。また、モニタリング検査等のための検体採取も行ないます。

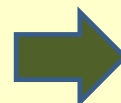
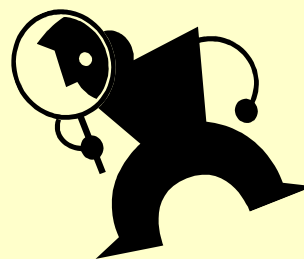
【確認事項例】

- 毒魚**等混入はないか（魚類）
- 危険部位**等の混入がないか（牛肉）
- 腐敗**等、食用として不適な状態ではないか
- 異物**の混入はないか
- 保管状態**（温度等）は適切か
- 届出内容に間違いがないかなど

【不適事例】

- 異種フグの混入
- 危険部位**の混入
- 腐敗、カビ**の発生

など、食品衛生法に適合しないことが確認された場合



積戻し・廃棄等



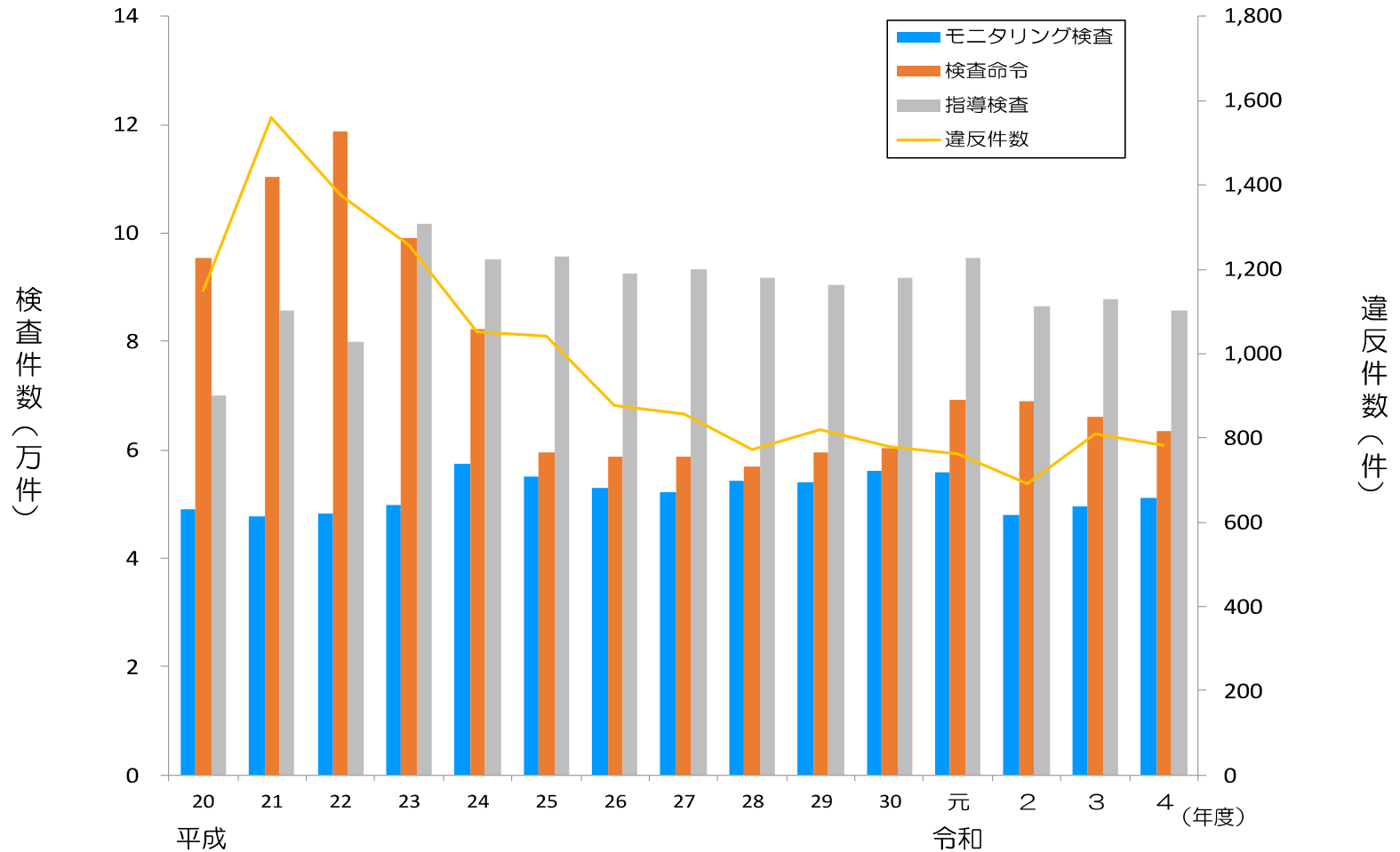


厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

5. 輸入食品の違反状況

輸入時の検査・違反件数の推移



輸入食品の違反状況

地域別（令和4年度）

全 国		
地域	届出件数	違反件数
【アジア州】※1	1,410,743 件	504 件
【欧州】※2	572,982 件	88 件
【北米州】※3	255,887 件	140 件
【南米州】	73,584 件	32 件
【アフリカ】	13,322 件	7 件
【太平洋州】※4	73,791 件	10 件
合計	2,400,309 件	781 件

※1：ロシア領を含まない ※2：ロシア領アジアを含む ※3：ハワイを含む ※4：ハワイを含まない

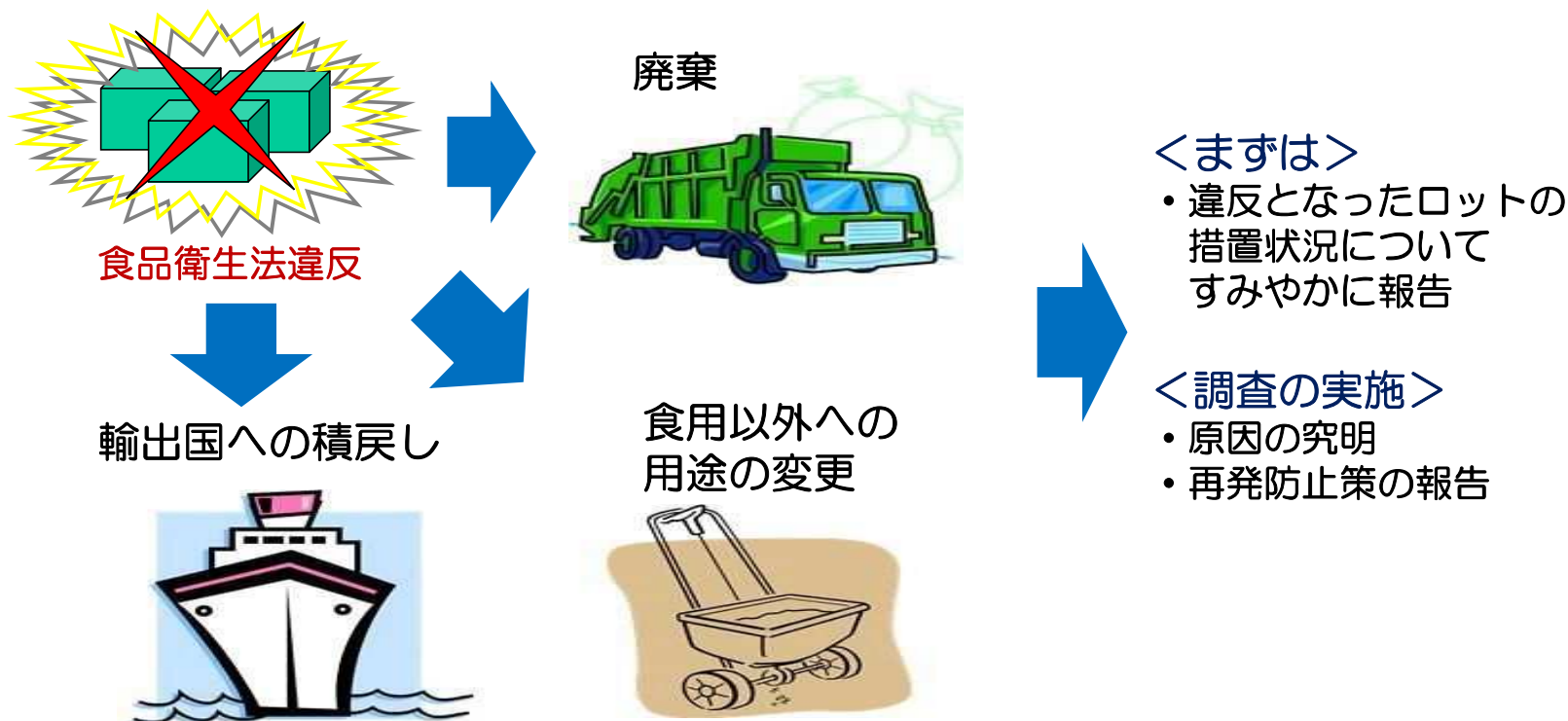
違反が判明した場合の対応

- ❖ 輸入者に対し、廃棄、積戻し又は食用外用途への転用を指示（国内流通する場合には、関係の都道府県等と連携し、回収等の措置を講じる）
- ❖ 都道府県等の監視により違反輸入食品が発見された場合、当該情報に基づき輸入時検査を強化
- ❖ 違反のあった輸入者に対する措置
 - ◆ 違反原因の調査及び報告
 - ◆ 同一製品を再度輸入する場合にあっては、サンプル品の検査等による改善が図られていることの確認
- ❖ 違反を繰り返す輸入者に対する営業の禁停止処分
- ❖ 悪質な事例等の告発
- ❖ 違反事例の公表（ホームページ）

違反品が判明した場合の措置

食品衛生法違反が判明した場合、輸入者に対し、**廃棄**、**積戻し**又は**食用外用途への転用**や迅速な回収を指示をするとともに、措置状況について報告を求めます。また、違反の食品が継続して輸入されないよう、原因の究明と再発防止策を講じるよう指導します。

違反が判明した場合の輸入者の対応



輸入者の営業の禁停止処分

❖ 目的

- ◆ 法違反を繰り返す輸入者等に対し、法違反の原因の改善、再発防止、その他衛生上の必要な措置を講じさせる

❖ 検討開始要件

- ◆ すべての輸入者を対象に、四半期毎に検査実績を調査し、**法違反確定時における直近60件の検査の違反率が5%以上であった場合**、処分の適用を検討する
- ◆ 処分適用の前段として、該当する輸入者に対して、**食品等を輸入する際の安全管理を見直し、再発防止対策を講じるよう指導**するとともに、期限を設けて文書報告を求める
- ◆ 上記指導後においても法違反の状況に改善が見られない場合は、**法第60条第2項に基づく営業の禁停止処分**を講じる

主な食品衛生法違反内容（令和4年度）

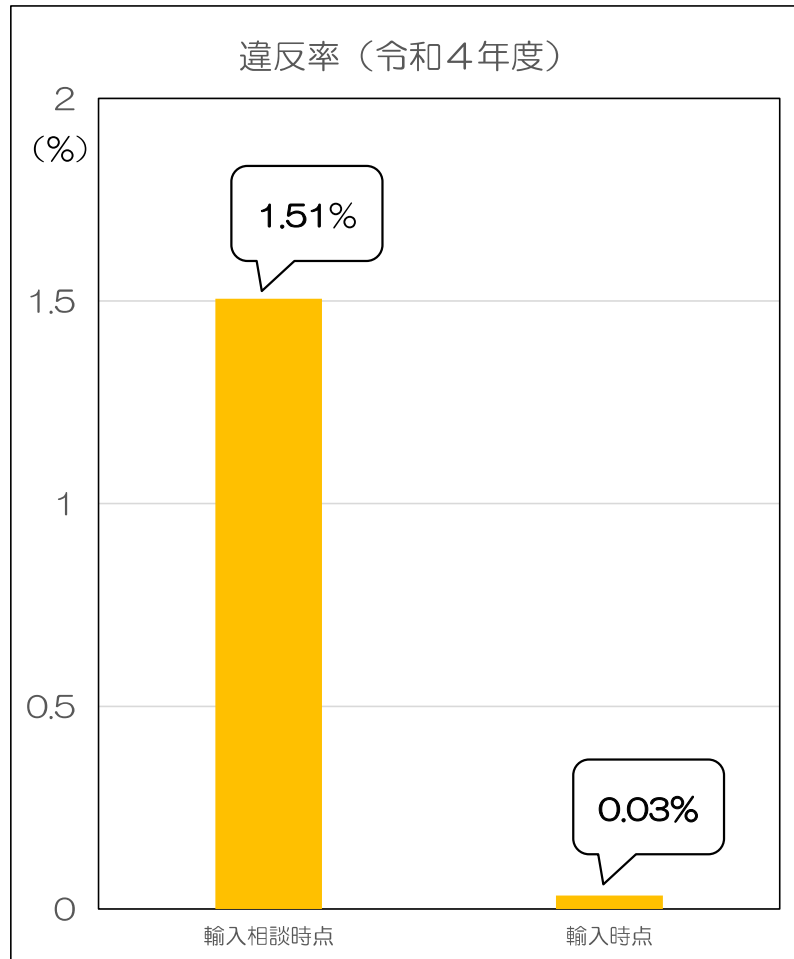
違反条文		違反件数	構成比 (%)	主な違反内容
6	販売等を禁止される食品及び添加物	258（延数） 256（実数）	31.3	アーモンド、とうもろこし、ピスタチオナッツ、落花生等のアフラトキシンの付着、キャッサバ等からのシアン化合物の検出、ブランドーからのメタノールの検出、ナチュラルチーズからの腸管出血性大腸菌O145の検出、二枚貝からの麻痺性貝毒の検出、生食用切り身まぐろからのサルモネラ属菌等の検出、米、小麦、菜種、とうもろこし等の輸送時における事故による腐敗・変敗（異臭・カビの発生）
10	病肉等の販売等の禁止	2（延数） 2（実数）	0.2	衛生証明書の不添付
12	添加物等の販売等の制限	41（延数） 41（実数）	5.0	指定外添加物(TBHQ、アゾルピン、グリチルリチン酸三ナトリウム、サイクラミン酸、シクロロイソシアヌル酸ナトリウム二水和物、ニコチンアミドホスホリボシルトランスフェラーゼ、パテントブルーV、ペンタン、ホウ砂、ホウ酸、マグネシウムビスグリシネート（グリシン酸マグネシウム）、ミリスチン酸カリウム、一酸化炭素、酸化亜鉛、硫酸アルミニウム)の使用
13	食品又は添加物の基準及び規格	476（延数） 444（実数）	57.7	農産物及びその加工品の成分規格違反（農薬の残留基準超過、E.coli陽性等）、畜水産物及びその加工品の成分規格違反（動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反（安息香酸、ソルビン酸、ポリソルベート等）、添加物の成分規格違反、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出等
18	器具又は容器包装の基準及び規格	46（延数） 41（実数）	5.6	材質別規格等の違反
68	おもちゃ等への準用規定	2（延数） 2（実数）	0.2	おもちゃの規格違反
計		825（延数） ※ 781（実数）		※ 第6条違反及び第13条違反が2件、第12条違反及び第13条違反が3件

輸入者への指導

- ❖ 輸入業者による自主的な衛生管理の推進のため以下の様な取り組みを実施
 - ◆ 輸入業者との輸入前相談
 - ◆ セミナー等の開催による輸入業者の知識向上



輸入者に対する輸入前相談



輸入前相談時点で判明するが多い。

⇒ 輸入前相談により効果的に輸入食品の
法違反の防止が可能。

- ① 輸入届出件数：2,400,309件
輸入時に判明した違反件数：781件
- ② 輸入相談実施件数：22,579件
相談時に判明した違反該当件数：340件

（資料出所）厚生労働省
「令和4年度における輸入食品監視
指導計画に基づく監視指導結果」

厚生労働省公式 「食品安全情報 X (旧Twitter)」のおしらせ



厚生労働省
食品安全情報

厚生労働省の食品衛生行政に関連する情報を積極的に発信します

- ◆食中毒の注意喚起
- ◆意見交換会開催のお知らせ
- ◆食品衛生月間の案内
- ◆プレス情報(輸入食品の監視情報など)
- ◆新作パンフレット・リーフレットのお知らせ

【主な食中毒の注意喚起ツイート】

季節に応じた食中毒の予防啓発情報を発信。

- 4~6月: 有毒植物の誤食による食中毒
- 7~9月: 細菌性食中毒(カンピロバクター等)
- 9~10月: 毒キノコによる食中毒
- 11~3月: ノロウイルス食中毒

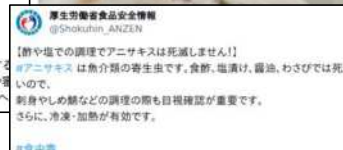
公式X
トップページ↓



アニサキスによる
食中毒予防啓発→



←有毒植物
に要注意



↑
カフェインの
過剰摂取に注意

**平成29年1月から
情報発信しています**

→https://twitter.com/Shokuhin_ANZEN

ご清聴ありがとうございました

